

令和５年度 新人訪問看護師教育研修実施要項

1. 目的

新卒看護職員、潜在看護職員、医療関係等より転職した看護職職員で訪問看護の未経験看護職者に対して、訪問看護に必要な専門的知識・技術を習得するための研修を実施する。

2. 実施主体

公益社団法人山梨県看護協会

3. 実施期間

令和５年４月１日～令和６年３月３１日

4. 研修施設への研修指導料

- 1) 研修生 １名につき １日 ２,０００円 （各研修に人数、日数の限度あり）
- 2) 山梨県看護協会は研修施設と新人訪問看護師教育研修委託契約（第３号様式）を締結し、研修指導料の支払いは、山梨県看護協会が行う。

5. 対象者

採用後２年目までの新人訪問看護師

6. 研修先・研修内容

「新卒訪問看護師育成プログラム～山梨県版～」(山梨県看護協会作成)「OJT ガイドブック」(公益財団法人 日本訪問看護財団)に準じ、研修生個々の経験、専門性等を踏まえた内容とし、研修内容は選択できることとする。

1) 病院研修

- (1)在宅での医療と入院での医療の違いを学び、入院から退院までの病棟・外来看護師のかかわり方、在宅療養者の健康状態の正常、異常の判断ができるような看護を学ぶ。
- (2)基本的看護技術の見直しと最新の医療機器について学ぶ。
- (3)医療的ニーズの高い利用者の医療や看護の実際を学ぶと共に、在宅での医療の特性や課題等を把握することができる。

2) 介護保険・福祉施設等研修

- (1)地域包括ケアシステムにおける介護保険・福祉施設等の特徴、看護職の役割を理解し、健康管理や多職種との連携、訪問看護利用者への情報提供等の実際を学ぶ。

3) 訪問看護ステーション

- (1)経験が少ない事例への訪問看護を実際に経験する。(同行訪問)
- (2)認定看護師が所属する訪問看護ステーションにおいて、訪問看護技術、看護ケアの専門性を学ぶ。

4) その他必要に応じた研修

7. 研修の申請

研修を受けようとするときは、新人訪問看護師教育研修申請書(第1号様式)に
関係書類を添えて看護協会長に提出する。

なお、研修施設については、山梨県訪問看護支援センターと事前協議することとする。

8. 研修の決定

山梨県看護協会長は、申請があったときは、審査し、適当と認めたときは、新人訪問看護師教育研修決定通知書(第2号様式)を訪問看護ステーションに、通知する。

9. 研修施設との委託契約

山梨県看護協会長は、研修計画及び研修施設との整合性等を精査し、適当と認めたときは、研修の委託を決定し、新人訪問看護師教育研修委託契約(第3号様式)をもって当該研修施設と、委託契約を締結する。

また、研修生は、山梨県看護協会長と研修期間中は研修に専念する等、誓約書(第4号様式)を取り交わすこととする。

10. 研修会の実施

1) 研修計画に従い研修を実施する。

研修の日程には中間振り返りカンファレンス又は最終カンファレンスを実施し、
実習施設の担当者及び学習支援者の参画を求めることとする。

2) 研修生の研修記録は、新人訪問看護師研修ふりかえり記録用紙(第5号様式)に
記録し、実習施設及び山梨県看護協会長に提出するものとする。

なお、研修終了後2週間以内に提出することとする。

3) 研修生は、研修計画等に変更がある場合は、実施10日前までに山梨県訪問看護
支援センターに連絡をする。

4) 研修生は、やむを得ず欠席をした場合は、補習等について山梨県訪問看護支援セ
ンターと協議する。

5) 研修施設は、研修終了後は新人訪問看護師教育研修実施報告書(第6号様式)を
山梨県看護協会長に提出するものとする。